

新竹縣政府公告	中華民國 112 年 7 月 26 日 13 時
<p>主旨：公告劃定「尖石鄉、五峰鄉山地經常、特定管制區、大鹿林道、頭前溪沿岸、鳳山溪沿岸、霄裡溪沿岸及竹北市、新豐鄉海岸(港口)沿岸、坡頭漁港、新港里漁港、鳳坑漁港、山腳漁港等區域範圍」為管制區、非持有通行證件，不得進入，自中華民國 112 年 7 月 27 日 8 時起至 112 年 7 月 28 日 8 時止。</p> <p>依據：災害防救法第三十條第一項第二、三款規定。</p> <p>公告事項：茲為應杜蘇芮颱風災害防救需要，特由本縣災害應變中心指揮官楊文科裁示將「尖石鄉、五峰鄉山地經常(特定)管制區、大鹿林道、頭前溪沿岸、鳳山溪沿岸、裡溪沿岸及竹北市、新豐鄉海岸(港口)沿岸、坡頭漁港、新港里漁港、鳳坑漁港、山腳漁港等區域範圍」劃定為限制或禁止人民進入或命其離去之範圍，特予公告，違反規定者協助執行之人員得依行政執行法第二十七條規定，以間接強制或直接強制方式執行之。</p>	

新竹縣災害應變中心

新竹縣颱風災害危險潛勢區域公告表

【臨海、海岸線、河川、漁港、山地管制區】

一、臨海、海岸線危險範圍：

- (一) 無海堤處：高潮線起向臨陸側 100 公尺區域。
- (二) 有海堤處：高潮線起至海堤止。

二、中央管河川：鳳山溪水系(霄裡溪)。

三、縣管河川：新豐溪

四、中央管區排：

- (一) 福興溪排水
- (二) 伯公岡支線
- (三) 六股溪排水
- (四) 德盛溪排水
- (五) 四湖支線
- (六) 鹽港溪排水
- (七) 客雅溪排水
- (八) 柯子湖溪排水

五、縣管區排：

- (一) 貓兒錠幹線
- (二) 溝貝幹線
- (三) 豆子埔溪幹線
- (四) 中崙支線
- (五) 坑子口支線
- (六) 新庄子幹線
- (七) 橫山支線
- (八) 油羅幹線
- (九) 內灣幹線
- (十) 田寮坑幹線
- (十一) 崁下幹線
- (十二) 荳子埔排水
- (十三) 燥坑排水分線
- (十四) 王爺坑幹線
- (十五) 鹿寮坑幹線
- (十六) 社寮坑幹線
- (十七) 峨眉溪 1 號幹線
- (十八) 葫蘆肚排水
- (十九) 龜山排水
- (二十) 峨眉排水
- (二一) 河背排水
- (二二) 背山排水
- (二三) 水流東排水
- (二四) 富興排水
- (二五) 庚寮坑排水
- (二六) 埔尾幹線
- (二七) 峨眉溪 2 號幹線
- (二八) 大湖排水
- (二九) 老湖口排水
- (三十) 龔箕窩溪排水
- (三一) 北勢排水
- (三二) 長安嶺排水
- (三三) 崩坡缺 1 號
- (三四) 北窩排水
- (三五) 波羅汶排水
- (三六) 中崙排水

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (三七) 下排坑排水 | (三八) 燒炭窩坑幹線 |
| (三九) 桃子窩坑支線 | (四十) 太平窩坑幹線 |
| (四一) 旱窩壩支線 | (四二) 牛車窩壩支線 |
| (四三) 車路壩支線 | (四四) 榕樹下坑支線 |
| (四五) 旱坑子幹線 | (四六) 石頭坑幹線 |
| (四七) 蔡屋坑幹線 | (四八) 箭竹窩幹線 |
| (四九) 九芎湖幹線 | (五十) 汶水坑幹線 |
| (五一) 鹿鳴坑幹線 | (五二) 上吳屋坑幹線 |
| (五三) 青窩壩幹線 | (五四) 油車窩幹線 |
| (五五) 下員山圳 1 號支線 | (五六) 麻園幹線 |
| (五七) 浦坑溪 (寶 1-2 排水) | (五八) 水尾溝 (寶 1-1 排水) |
| (五九) 油田支流 (寶 1-4 排水) | (六十) 下內立坑溪線 |
| (六一) 上內立坑溪幹線 | (六二) 樹林排水 |
| (六三) 上坑排水 (含支線山崎排水) | |

六、本縣漁港名稱及管制範圍與事項如下：

- (一) 漁港名稱：坡頭漁港、新港里漁港、鳳坑漁港、山腳漁港
- (二) 管制範圍及事項：自漁港航道口地向外延伸之海域，陸上颱風警報本縣警戒區內停靠在各漁港港區內之漁船及其他船舶禁止出港。

七、山地經常管制區：

- (一) 尖石鄉：
 1. 竹 60-1 鄉道 9.4K 處(玉峰村)
 2. 秀巒國小部落(秀巒村)
 3. 梅花 6、7 鄰部落(梅花村)
 4. 鐵嶺 8 鄰部落(新樂村)
 5. 嘉樂 5 鄰部落(嘉樂村)
 6. 天打那部落(錦屏村)
 7. 北角部落(義興村)

(二) 五峰鄉：

1. 大隘村(不含以下地區)：

- (1) 東以上坪溪(南口吊橋、和平橋東端)為界。
- (2) 西以大隘村 1、2、5 鄰、五峰國中、大隘村 13 鄰泰平、矮人祭場朱家莊、高峰、22 鄰為界。
- (3) 南以桃山隧道山陵為界。
- (4) 北以五峰大橋及十八兒河溝為界。
- (5) 自五峰大橋起沿南清公路(竹 122 線)經大隘村 1、5-9、11-13、16-22 鄰至桃山隧道口，全長 9.5 公里暨兩側各 50 公尺以內地區。

2. 桃山村(不含山地特定管制區域及以下區域)：

- (1) 東以上坪溪上游(忠興吊橋東端、清泉 1、2 號吊橋南端)及桃山村 13、14、15、16、17 鄰為界。
- (2) 1-4 鄰下白蘭
- (3) 西以桃山村 1-4 鄰、下白蘭清泉公墓為界。
- (4) 南以土場溪為界。
- (5) 北以桃山隧道口山陵為界。
- (6) 自桃山隧道口沿南清公路經桃山村 1-8、11、12 鄰至土場，全長 8 公里公路暨兩側各 50 公尺以內地區。

3. 花園村(不含以下地區)：

- (1) 東以花園大橋及花園村 6、7 鄰為界。
- (2) 西以河頭及羅山 1 號橋為界。
- (3) 南以河頭山地保留地、鄭周禮私有造林地及別墅為界。
- (4) 北以花園溪、上比來橋比端及花園國小為界。
- (5) 自羅山 1 號橋起沿竹 63 線公路經河頭 1、2 鄰、上比來 4 鄰至花園村 5、6 鄰，全長 4.5 公里公路暨兩側各 50 公尺以內地區。
- (6) 自花園國小起沿竹 62 線公路及山地鄉主要道路(天湖段)至尖石鄉交界處暨兩側 50 公尺以內地區。

4. 竹林村：忠興部落、忠興第一部落、戴德光溪流兩側 50 公

尺。

八、山地特定管制區：五峰鄉(大鹿林道、松本、石鹿林道)